

改正 令和4年4月13日  
改正 令和4年9月21日

# 恵庭市議会業務継続計画

令和3年7月

恵 庭 市 議 会

---

## はじめに

---

平成 23 年（2011 年）3 月の東日本大震災を契機に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づく地域防災計画に加え、災害等の緊急時であっても優先的に必要な業務を適切に遂行するために備えておく業務継続計画（BCP : Business Continuity Plan）を策定する地方公共団体が増えております。

本市議会においては、平成 30 年（2018 年）9 月に発生した北海道胆振東部地震、更には北海道全域でのブラックアウトにより、議会・議員としての役割や情報共有の在り方について思案する経験をしました。その教訓の下、令和元年（2019 年）12 月に「恵庭市議会災害時対応マニュアル」を制定しました。

また、令和 2 年（2020 年）2 月からの新型コロナウイルス感染症対応の非常事態においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関及び住民の代表機関である議会として、迅速な意思決定や多様な市民ニーズの反映、そして議会機能継続の必要性について改めて深く認識しました。

以上のことから、災害等の発生時や非常事態においても議会の役割や責務を果たすことができるよう、ここに本市議会における業務継続計画を策定します。

令和 3 年 7 月

恵 庭 市 議 会

# 目 次

1	目的	4
2	対象とする災害等	4
3	議会・議員の行動方針	
(1)	議会	5
(2)	議員	5
(3)	市との連携・協力	5
4	恵庭市議会災害等対策会議	
(1)	設置	6
(2)	構成	6
(3)	所掌事務	6
(4)	情報の共有及び協議・調整の場	7
5	災害等発生時の議会・議員等の役割	
(1)	議会の役割	7
(2)	議長の役割	7
(3)	議員の役割	8
(4)	議会事務局の役割	8
6	災害類型及び段階に応じた行動基準	
(1)	自然災害（地震・火山等）	10
(2)	自然災害（風水害・雪害）	13
(3)	感染症	16
(4)	その他	21

## 7 情報の収集

- (1) 地域の災害情報等の収集 . . . . . 21
- (2) タブレット端末の活用 . . . . . 21

## 8 計画の運用及び見直し

- (1) 計画の運用 . . . . . 22
- (2) 計画の見直し . . . . . 22

## 9 審議を継続するための環境の整備

- (1) 庁舎の建物・設備 . . . . . 22
- (2) 備蓄品等の確保 . . . . . 22

## 1 目的

災害等の発生時及び非常事態における議員の行動方針、必要となる組織体制等を定める「恵庭市議会業務継続計画」（以下「議会 BCP」という。）を策定し、議会として迅速に対応する必要があると認めるものについて継続してこれを担い、その責務を果たすことを目的とする。

## 2 対象とする災害等

議会が果たすべき役割及び行動については、執行機関による災害等への対応と緊密な関係性があり、相互に補完する関係にある。そこで、議会 BCP の対象とする災害等は、恵庭市地域防災計画に基づく災害対策本部、恵庭市国民保護計画に基づく国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）が想定又は対象とする災害等について概ね準用することとし、次の表のとおりとする。

災害等の種別		内 容
自然 災 害	地 震	<ul style="list-style-type: none"><li>・石狩管内に震度 4 以上の地震が発生したとき。</li><li>・石狩管内に地震による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。</li></ul>
	火 山	<ul style="list-style-type: none"><li>・火山の噴火による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。</li></ul>
	風水害・雪害	<ul style="list-style-type: none"><li>・多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。</li><li>・多くの地域で避難指示や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき。</li><li>・多くの交通機関の障害や生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。</li></ul>
	感染症	<ul style="list-style-type: none"><li>・厚生労働省が定める指定感染症、新型インフルエンザ等感染症等により国又は北海道が緊急事態宣言を発出したとき、又は市内に大規模な感染が発生したときなど、市民に重大な被害又は影響を与えるおそれがあるとき。</li></ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・大規模なテロ、ミサイル攻撃等で、大きな被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。</li><li>・その他災害等の発生状況により議長が必要と認めたとき。</li></ul>

### 3 議会・議員の行動方針

#### (1) 議会

議会は、議事・議決機関として予算、条例、重要な契約等について、市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、また、市の重要な政策形成において地域特性及び多様な市民ニーズを反映するなど、極めて重要な役割を担っている。

このため議会は、大規模な災害等が発生した非常時においても定足数を満たし、有効な議決ができる会議を開催し、この機能を維持する必要がある。そのために様々な災害等を想定し、それに対応する体制を整えなければならない。加えて、災害等からの復旧・復興時にあっては、住民の代表機関として大きな責務と役割を担うものである。

#### (2) 議員

議員は、合議体としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本である。

また、災害等の発生時には、地域の一員として災害等への対応を行いながら、地域の被災状況、要望等の情報収集及び市民への正確な情報提供に努めなければならない。

#### (3) 執行機関との連携・協力

災害等の発生時においては、災害等への対応に実質的かつ主体的に当たるのは、執行機関であり、議会は主体的な役割を担うものではない。議会は、議事・議決機関としての役割を担い、災害等に対応する。

特に災害等が発生した初期段階においては、執行機関では職員が災害等に関する情報収集、応急対策業務等に奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、議員の情報収集、要請等の行動については、その状況及び必要性を見極めた上で議会として集約し、対応しなければならない。

一方で、議会の役割である行政監視機能及び議決機能を適正に実行するためには、正確な情報を早期に収集・確認することが必要である。そのため、議会と執行機関は、それぞれの役割を踏まえて災害等の情報（以下「災害情報等」という。）の共有を主体とする連携・協力体制を整え、災害等に対応するものとする。

## ※連携・協力のイメージ



## 4 恵庭市議会災害等対策会議

### (1) 設置

ア 議長は、議会 BCP の対象となる災害等が発生したときは、恵庭市議会災害等対策会議（以下「議会対策会議」という。）を設置することができる。

イ 上記以外の場合においても、議長が必要と認めるときは、議会対策会議を設置することができる。

ウ 議長は、議会 BCP の対象となる災害等の対策が概ね完了したと判断したときは、議会対策会議を廃止する。

### (2) 構成

ア 議会対策会議は、議長、副議長、議会運営委員長、議会運営副委員長、会派代表者及び諸派議員をもって構成する。この際、災害等の態様に応じ、各常任委員長その他の議員の参加を求めることができる。

イ 議長は、議会対策会議を代表し、その事務を統括する。

ウ 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

### (3) 所掌事務

ア 議員の安否確認を行うこと。

イ 議員からの災害情報等を収集・整理し、災害対策本部等に提供すること。

ウ 災害対策本部等からの情報を収集し、議員に提供すること。

エ 災害対策本部等からの依頼事項に関すること。

オ 本会議（定例会及び臨時会のことをいう。以下同じ。）、委員会等の開会並びに議会関連諸行事の開催及び参加に関すること。

カ その他議長が必要と認める事項に関すること。

(4) 情報の共有及び協議・調整の場

議会对策会議は、災害対策本部等との間において、情報の共有及び協議・調整を行うため、必要に応じて議員協議会の開催を要請することができる。

## 5 災害等発生時の議会・議員等の役割

(1) 議会の役割

ア 災害等が発生したときは、議会对策会議を設置し、執行機関が迅速かつ適切な対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。

イ 議会对策会議を通じて次の事項を行う。

(ア) 議員から提供された地域の被災状況等の情報を災害対策本部等に提供する。

(イ) 災害対策本部等からの災害情報等を議員に伝達する。

(ウ) 地域の被災状況、被災者等の意見・要望等を踏まえ、議会对策会議で調整を行い、必要に応じて市長等に対して要望書等を提出する。

ウ 復旧・復興が迅速に進むよう、必要な条例、予算等を速やかに審議する。

(2) 議長の役割

ア 議会对策会議の設置を決定するとともに、議会における災害等の対応に関する事務を総括する。ただし、議長が不在又は登庁できない場合の議会運営及び議会 BCP に基づく意思決定は、次の表の順位により代理して行うものとする。

職務代理者順位	
1	副議長
2	議会運営委員長
3	議会運営副委員長
4	総務文教常任委員長
5	厚生消防常任委員長
6	経済建設常任委員長

イ 議会对策会議の設置を決定したときは、その旨を全議員に連絡するとともに、議会对策会議の構成員を招集する。

ウ 災害対策本部等及び議員との情報共有に努め、連絡体制を構築し、連携を図る。

### (3) 議員の役割

- ア 災害等が発生したときは、自らの安否、居所、被害状況等を議会対策会議に報告し、連絡体制を常時確保する。
- イ 居住地又は最寄りの避難所運営のほか、各地域の災害支援活動に協力しつつ、被災者に対する相談、助言等を行い、身の安全を確保した上で、地域活動を行うものとする。
- ウ 被災状況及び避難所等の状況について、必要に応じて議会対策会議へ報告する。

### (4) 議会事務局の役割

- ア 議会 BCP の対象とする災害等が発生し、又は発生が見込まれる場合、議会事務局の職員は、次の表のとおり必要な初動対応に当たる。

勤務時間内	平日の勤務時間外・休日
①自身の安全確保	①自身と家族の安否及び住居等の被災状況の確認
②来庁者の避難誘導	②議長、副議長及び議員の安否及び住居等の被災状況の確認
③議長、副議長及び議員の安否確認	③議場等の施設及び設備の被害状況の確認
④議場等の施設及び設備の被害状況の確認	④議会対策会議の設置及び運営の準備
⑤議会対策会議の設置及び運営の準備	⑤その他
⑥その他	

- イ 議会対策会議が設置されたときは、会議の運営を支援する。
- ウ 議会事務局における災害等の対応に関する事務は、議会事務局長が総括する。議会事務局長が不在又は登庁できない場合は、議会事務局次長が職務を代理する。



## 6 災害類型及び段階に応じた行動基準

### (1) 自然災害（地震・火山等）

#### ア 対応段階の設定

刻々と変化する状況に迅速に対応するため、対応段階を次の表のとおり定め、各段階に応じた行動を実施する。

対応段階	状態
初動期	発災から概ね 3 日
中期	発災 4 日目から 7 日目
後期	発災 8 日目から 1 か月程度

#### イ 対応段階に応じた行動基準

##### (ア) 初動期（発災から概ね 3 日）

- a 本会議、委員会その他議員が参加して行う会議（以下「会議等」という。）が開催中の場合
  - (a) 会議等の長（以下「議長等」という。）は、直ちに会議等を休憩し、出席者、傍聴人等の安全を確保する。
  - (b) 議長等は、災害の状況により、その日の会議等を閉じる。
  - (c) 議長等は、必要に応じて議員を待機させる。
  - (d) 議長等又は会派代表者は、被害状況を速やかに議長に報告する。
  - (e) 議長は、速やかに議会对策会議の設置について判断し、決定する。
- b 会議等が開かれていない場合又は議員が登庁していない場合
  - (a) 議長は、速やかに議会对策会議の設置について判断し、決定する。
  - (b) 議長は、議会对策会議を設置したときは、速やかにその旨を全議員に連絡する。
  - (c) 議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所に避難した上で、自らの安否とその居所及び連絡先を議会对策会議に連絡する。
  - (d) 議員は、議会对策会議からの指示があるまで、議会 BCP に基づき、個人の判断により行動する。
  - (e) 議員は、地域における被災者の安全の確保及び避難所への誘導等にできる限り協力する。
  - (f) 議員は、居住地又は最寄りの避難所運営のほか、各地域の災害支援活動にできる限り協力する。

- (g) 議員は、被災状況及び避難所等の状況について、必要に応じて議会对策会議に報告する。
  
- (イ) 中期（発災 4 日目から 7 日目）
  - a 議会对策会議は、次の事項について、タブレット端末等を活用し、情報の一元化を図る。
    - (a) 議員から提供された地域の災害情報等を集約・整理し、災害対策本部等に提供する。
    - (b) 災害対策本部等から提供された災害情報等を全議員に提供する。
    - (c) その他必要な情報を収集し、全議員に提供する。
  - b 議会对策会議は、本会議、委員会、会派の活動、行事等について、議会・議員の活動方針を協議する。
  - c 議会对策会議は、その他必要な事項について協議し、議員に指示する。
  
- (ウ) 後期（発災 8 日目から 1 か月程度）
  - a 議会对策会議は、災害対策本部等の活動状況に配慮した上で、必要に応じて被災・復旧の状況、今後の災害対応等について説明を求める。
  - b 議会对策会議は、タブレット端末等を活用して、災害対策本部等から提供された災害情報等を全議員に提供する。
  - c 議会对策会議は、本会議、委員会、会派の活動、行事等について、議会・議員の活動方針を協議する。
  - d 議会は、復旧が迅速に進むよう、市民の意見、要望等を踏まえながら、必要に応じて災害対策本部等に対して提案、助言、要望等を行う。
  - e 議会は、迅速な復旧の実現に向け、必要に応じて国、道その他関係機関に対して意見書又は要望書を提出する。

◆ 行動基準フロー図（地震・火山用）

	初 動 期 (発災から概ね3日)	中 期 (発災4日目から7日目)	後 期 (発災8日目から1か月程度)
議会対策会議	○災害対策本部等との連携・協力		
		○議員から提供された災害情報等の集約・整理、災害対策本部等への提供	
		○災害対策本部等から提供された災害情報等の整理、全議員への提供	
		○議会の本会議、委員会、会派活動、行事等の活動方針の協議（開催の要否を含む）	
議会・議員	【会議等の開催中の場合】 ・会議等の休憩又は延会の措置 ・会議等の運営について、議会運営委員会と連携し、協議・検討		
	○議会対策会議の指示により行動		
	○自身や家族等の安全確保 議会対策会議に自身や家族等の安否、被害の有無について連絡		
	○視察・出張時は速やかに帰市		
	○各地域で災害支援・復旧活動に協力		
	○各地域で被災者への相談、助言等（議会対策会議からの災害情報等の活用）		
	○地域の被災状況等の情報を議会対策会議に提供		
			○必要に応じて国、道その他関係機関に対して意見書等を提出
議会事務局	○情報提供及び連絡体制の確立（タブレット端末等の活用）		
	○災害対策本部等への事務局長の参加		
	○会議等の運営支援		
	○来庁者の避難誘導		
	○議員・事務局職員の安否確認 ○議場等の施設及び設備の被害状況の確認		

## (2) 自然災害（風水害・雪害）

### ア 対応段階の設定

刻々と変化する状況に迅速に対応するため、対応段階を次の表のとおり定め、各段階に応じた行動を実施する。

対応段階	状 態
予測期	発災前
初動期	発災から概ね 3 日
中期	発災 4 日目から 7 日目
後期	発災 8 日目から 1 か月程度

### イ 対応段階に応じた行動基準

#### (ア) 予測期（発災前）

- a 議員及び議会事務局は、災害の発生があらかじめ予想される場合は、事前に議員・議会事務局職員の行動基準を確認する。
- b 議員及び議会事務局は、タブレット端末等を活用し、情報を相互に確認できる体制を事前に整える。

#### (イ) 初動期（発災から概ね 3 日）

##### a 会議等が開催中の場合

- (a) 議長等は、直ちに会議等を休憩し、出席者、傍聴人等の安全を確保する。
- (b) 議長等は、災害の状況により、その日の会議等を閉じる。
- (c) 議長等は、必要に応じて議員を待機させる。
- (d) 議長等又は会派代表者は、被害状況を速やかに議長に報告する。
- (e) 議長は、速やかに議会对策会議の設置について判断し、決定する。

##### b 会議等が開かれていない場合又は議員が登庁していない場合

- (a) 議長は、速やかに議会对策会議の設置について判断し、決定する。
- (b) 議長は、議会对策会議を設置したときは、速やかにその旨を全議員に連絡する。
- (c) 議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所に避難した上で、自らの安否とその居所及び連絡先を議会对策会議に連絡する。
- (d) 議員は、議会对策会議からの指示があるまで、議会 BCP に基づき、個人の判断により行動する。
- (e) 議員は、地域における被災者の安全の確保及び避難所への誘導等にできる

限り協力する。

(f) 議員は、居住地又は最寄りの避難所運営のほか、各地域の災害支援活動にできる限り協力する。

(g) 議員は、被災状況及び避難所等の状況について、必要に応じて議会対策会議に報告する。

(ウ) 中期（発災４日目から７日目）

a 議会対策会議は、次の事項について、タブレット端末等を活用し、情報の一元化を図る。

(a) 議員から提供された地域の災害情報等を集約・整理し、災害対策本部等に提供する。

(b) 災害対策本部等から提供された災害情報等を全議員に提供する。

(c) その他必要な情報を収集し、全議員に提供する。

b 議会対策会議は、本会議、委員会、会派の活動、行事等について、議会・議員の活動方針を協議する。

c 議会対策会議は、その他必要な事項について協議し、議員に指示する。

(エ) 後期（発災８日目から１か月程度）

a 議会対策会議は、災害対策本部等の活動状況に配慮した上で、必要に応じて被災・復旧の状況、今後の災害対応等について説明を求める。

b 議会対策会議は、タブレット端末等を活用して、災害対策本部等から提供された災害情報等を全議員に提供する。

c 議会対策会議は、本会議、委員会、会派の活動、行事等について、議会・議員の活動方針を協議する。

d 議会は、復旧が迅速に進むよう、市民の意見、要望等を踏まえながら、必要に応じて災害対策本部等に対して提案、助言、要望等を行う。

e 議会は、迅速な復旧の実現に向け、必要に応じて国、道その他関係機関に対して意見書又は要望書を提出する。

◆ 行動基準フロー図（風水害・雪害用）

	予 想 期 (発生前)	初 動 期 (発災から概ね3日)	中 期 (発災4日目から7日目)	後 期 (発災8日目から1か月程度)
議会対策会議	○ 会派交渉会における事前協議	○ 災害対策本部等との連携・協力	○ 議員から提供された災害情報等の集約・整理、災害対策本部等への提供	○ 災害対策本部等から提供された災害情報等の整理、全議員への提供
			○ 議会の本会議、委員会、会派活動、行事等の活動方針の協議（開催の要否を含む）	
議会・議員		【会議等の開催中の場合】		
		・ 会議等の休憩又は延会の措置		
		・ 会議等の運営について、議会運営委員会と連携し、協議・検討		
	○ 議会 BCP の事前確認	○ 議会対策会議の指示により行動		
		○ 自身や家族等の安全確保 議会対策会議に自身や家族等の安否、被害の有無について連絡		
		○ 視察・出張時は速やかに帰市		
		○ 各地域で災害支援・復旧活動に協力		
		○ 各地域で被災者への相談、助言等（議会対策会議からの災害情報等の活用）		
		○ 地域の被災状況等の情報を議会対策会議に提供		○ 必要に応じて国、道その他関係機関に対して意見書等を提出
議会事務局		○ 情報提供及び連絡体制の確立（タブレット端末等の活用）		
		○ 災害対策本部等への事務局長の参加		
		○ 会議等の運営支援		
		○ 来庁者の避難誘導		
		○ 議員・事務局職員の安否確認		
		○ 議場等の施設及び設備の被害状況の確認		

### (3) 感染症

#### ア 対応段階の設定

刻々と変化する状況に迅速に対応するため、執行機関が定める「恵庭市新型インフルエンザ等対策行動計画(平成26年6月)」、「恵庭市新型コロナウイルス感染症対策行動マニュアル(令和3年4月)」及び北海道が設定する「新型コロナウイルス感染症に関する北海道におけるレベル分類」を参考に、各段階に応じた行動を実施する。

警戒ステージ	状態	対応の考え方
レベル0	新規感染者数ゼロを維持できている	新規感染者数ゼロを維持していくため、基本的な感染防止行動の実践を促進する
レベル1	新規感染者が散発的に発生しても、一般医療が安定的に確保されている段階	特に感染リスクが高まる場面や行動などに留意して、基本的な感染防止行動の実践を働きかける
レベル2	新規感染者の増加が見られ、医療の負担が生じはじめている段階	感染状況を踏まえ、感染リスクが高まる場面や行動を回避するよう、必要な要請等を行う
レベル3	一般医療を相当程度制限しなければならない段階	基本的対処方針に基づき、まん延防止等重点措置の下で強い制限を伴う要請を行う
レベル4	一般医療を大きく制限しても新型コロナウイルスに対応できない段階	基本的対処方針に基づき、さらに強い制限を伴う要請を行う

#### イ 各警戒ステージに応じた行動基準

##### (ア) レベル0 (新規)

基本的な感染防止行動の実践の促進

##### (イ) レベル1

##### a 体制の整備

議会対策会議の設置について検討する。

b 予防・蔓延の防止

市議会ホームページ、フェイスブック等を活用し市民に対して、新北海道スタイル等の行動様式の実践・徹底及び本市の対応について発信する。

(ウ) レベル2

a 体制の整備

議会対策会議の設置及び議会・議員の活動方針を協議し、決定する。

b 予防・蔓延の防止

(a) 議員の道外への視察（委員会及び会派によるものを含む。）は慎重に検討し判断する。感染拡大地域（レベル3以上を目安とする。以下同じ）への視察及び出張は避ける。また、体調の変化に細心の注意を払い、異変を感じた場合は、速やかに医療機関を受診する。

(b) 道外からの視察等の受入れは慎重に検討し、感染拡大地域からの受け入れは行わない。

(c) 傍聴希望者に対し、マスクの着用、手洗い、手指消毒、うがい、咳エチケット等の基本的な感染対策について、周知徹底を図る。

(d) 議員及び議会事務局職員は、マスクの着用、手洗い、手指消毒、うがい、咳エチケット等の基本的な感染対策の実践を徹底するとともに、議場及び委員会室に入室する際に検温を行う。

(エ) レベル3

a 活動方針の決定

議会対策会議は、感染症の拡大防止対策及び議会・議員の活動方針を協議し、決定する。

b 予防・蔓延の防止

(a) 議員の道外への視察（委員会及び会派によるものを含む）及び出張を規制する。やむを得ない事情により、感染拡大地域に滞在する場合は、事前に議会事務局に報告するとともに、現地での行動を記録する。

(b) 検温等による体調管理を徹底し、発熱がなくても異変を感じた場合は、速やかに医療機関を受診するとともに、議会事務局に結果を報告する。

(c) 道外からの視察等の受入れを規制する。

(d) 傍聴希望者に対し、マスクの着用、手洗い、手指消毒、うがい、咳エチケ

ット等の基本的な感染対策について、周知徹底を図るとともに、可能な限りインターネット中継の利用を促す。

(e) 議員及び議会事務局職員は、マスクの着用、手洗い、手指消毒、うがい、咳エチケット等の基本的な感染対策の実践を徹底するとともに、議場及び委員会室に入室する際に検温を行う。

(f) 議場、委員会室等の消毒を実施する。

(オ) レベル4

a 実施体制

議会对策会議は、災害対策本部等と連携・協力し、情報の共有を図るとともに、オンライン会議の実施、議会事務局職員の分散出勤等を検討する。

b 予防・蔓延の防止

(a) 議員の道外への視察（委員会及び会派によるものを含む。）及び出張を規制する。

(b) 不特定多数の人が接触する可能性の高い行事について、開催及び参加を規制する。やむを得ない事情により行事を開催又は参加する場合は、事前に議会事務局に報告するとともに、現地での行動を記録する。

(c) 検温等による体調管理を徹底し、発熱がなくても異変を感じた場合は、速やかに医療機関を受診するとともに、議会事務局に結果を報告する。

(d) 市外からの視察等の受入れを規制する。

(e) 傍聴希望者に対し、インターネット中継の利用を促し、それでもなお傍聴を希望する者に対しては、議長の判断により対応等を検討する。

(f) 議員及び議会事務局職員は、マスクの着用、手洗い、手指消毒、うがい、咳エチケット等の基本的な感染対策の実践を徹底するとともに、議場及び委員会室に入室する際に検温を行う。

(g) 議場、委員会室等の消毒をこまめに実施する。

ウ 感染者又は濃厚接触者発生時の対応

(ア) 議員及びその同居家族が感染者又は濃厚接触者と認定された場合

a 速やかに議会对策会議に報告する。

b 感染が確認された場合は、医療機関等の指示に従い治療又は経過観察を行う。また、治療の経過について本人又は家族より、議会对策会議に報告する。

c 濃厚接触者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い行動する。また、検

温を実施するなど、自身及び家族の体調の変化に注意し、異変を察した場合は、速やかに医療機関等及び議会対策会議に連絡する。

- (イ) 議会事務局職員及びその同居家族が感染者又は濃厚接触者と認定された場合
  - a 速やかに議会事務局長に報告する。
  - b 感染が確認された場合は、医療機関等の指示に従い治療又は経過観察を行う。また、治療の経過について本人又は家族より、議会事務局長に報告する。
  - c 濃厚接触者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い行動する。また、検温を実施するなど、自身及び家族の体調の変化に注意し、異変を察した場合は、速やかに医療機関等及び議会事務局長に連絡する。

## エ 感染者に関する情報公開

議員が感染症に罹患した場合、不利益又は差別的な取扱いを受けないよう留意した上で、必要に応じて下記の情報を公開する。

### (ア) 議員

- a 議員は、その行動範囲が広く、不特定多数との接触の可能性が考えられることから、新型コロナウイルス感染症等、接触による感染の可能性がある感染症については、症状・経過、行動歴・滞在歴等について本人の承諾を得た上で、可能な限り公表するよう努める。

ただし、新型コロナウイルスへの罹患に限り、罹患月と罹患人数のみを公開する。

- b 年代及び性別の情報については、個人の特定につながることから、公表は行わない。

### (イ) 議会事務局

議長より災害対策本部等に報告し、「恵庭市役所新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアル（令和2年11月改訂）」等、執行機関における職員の取扱いに準じる。

◆ 行動基準フロー図（感染症用）

	警戒ステージ1	警戒ステージ2	警戒ステージ3	警戒ステージ4	警戒ステージ5
議会対策会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会派交渉会における事前協議</li> <li>・議会の本会議、委員会、会派活動、行事等の活動方針の協議(開催の要否を含む)</li> <li>・議会対策会議設置の検討</li> <li>・議会BCPの事前確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議会対策会議(設置協議)</li> <li>・議会対策会議の設置及び議会・議員の活動方針の協議・決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議会対策会議の設置</li> <li>・感染症の拡大防止対策及び議会活動方針を協議・決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン会議の実施及び議会事務局職員の出勤等の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン会議及び議会事務局職員の出勤等の実施</li> </ul>
議会・議員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染予防(マスクの着用、手洗い、手指消毒、うがい、咳エチケット等)積極的に実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議会対策会議で決定した議会・議員の活動方針に即って行動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○視察、旅行、出張の規制</li> <li>市外への視察及び道外への出張の規制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議会関係行事の開催及び参加</li> <li>自粛</li> <li>自粛・中止</li> </ul>	
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報連絡体制の確立(タブレット端末等の活用)情報の収集及び議員への提供</li> <li>○予防・蔓延の防止(議会ホームページ、フェイスブック等の活用)</li> <li>○会議等の運営支援</li> <li>○執行機関との協議・調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行動・健康状態の管理</li> <li>必要に応じ行動記録を作成</li> <li>必要に応じ検温等による健康状態把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○検温等による体調管理を徹底し、発熱が無くとも異変を感じた場合は、速やかに医療機関を受診</li> </ul>		

(4) その他

大規模テロ、ミサイル攻撃、航空災害及び林野火災等の事案の発生については、(1) 自然災害(地震・火山等)を準用する。

## 7 情報の収集

議会として適正な審議及び決定を行うに当たっては、地域の災害情報等を的確に把握することが前提となる。災害情報等は、恵庭市地域防災計画に基づき配備される初動班や関係機関等を介して、災害対策本部等に集積されることから、災害対策本部等を通して情報を得ることが効率的である。

一方で、より地域の実情に詳しい議員から、地域の詳細な災害情報等が寄せられることで、執行機関側の災害情報等を補完するものとなる。これらのことから、災害情報等を的確に把握し、災害対応に当たるためには情報の共有が大切である。

そのために、災害対策本部等と議会对策会議において、組織的な連絡・連携体制を確立することが重要である。

### (1) 地域の災害情報等の収集

議員は、市の把握する災害情報等に加えて、議員としての地域性や立場から、より地域の災害状況や市民の声を把握することが可能である。そのため、議員は議会对策会議からの参集の指示があるまでは、一市民として、地域での救助活動等に協力するとともに、災害状況の調査や市民の意向の収集・把握に努めるものとする。

議員が収集する災害情報等は、執行機関が把握しきれていない情報を補完するなど非常に有益ではある。一方で、その情報の混乱と錯綜によって、結果的に市としての迅速な災害対応の支障になるおそれもあることから、そのような事態を避けるとともに、災害情報等の効率的な伝達に努めるものとする。

### (2) タブレット端末の活用

災害情報等の迅速な共有や市民への情報のフィードバックを図るため、タブレット端末を活用した情報の収集・発信の仕組みを構築することは有効であることから、議員及び議会事務局職員は、日頃からタブレット端末の操作方法等について研鑽に努めるものとする。

## 8 計画の運用及び見直し

### (1) 計画の運用

非常時における議会の機能維持に向け、議会及び議員の役割、それぞれの具体的な

行動基準等について明確にする議会 BCP を定めたことから、議会及び議員はこれに基づき行動をとることとなる。

運用に当たっては、災害等の発生時における議会及び議会事務局の体制や行動基準、非常時優先業務の内容等を検証・点検し、実効性のあるものとするため、また、災害等に対する危機意識を高める観点から、議員及び議会事務局職員を対象とした防災訓練（机上訓練、図上演習等を含む。）を計画的に実施することが必要である。

## (2) 計画の見直し

議会 BCP の見直しは、議会運営委員会を中心に行うものとする。なお、必要に応じて、諸派議員及び計画策定時の議員が参加できるものとする。

# 9 審議を継続するための環境の整備

災害等によって本庁舎の施設や設備の機能が制限される状況において、議会の機能を維持するためには、必要となる資源の現状及び課題を踏まえ、執行機関と協議・調整した上で、必要な資源の確保に向けた措置及び対応が必要である。

## (1) 庁舎の建物・設備

議会事務局の執務室、議場、委員会室等のある本庁舎は、昭和46年11月に建築され、平成27年11月に新耐震基準に基づいた工事が実施された。しかし、大規模な地震においては、建物の全部又は一部に被害が発生し、設備機能が停止するおそれもあることから、本庁舎が使用できなくなった場合、新耐震基準を満たす施設・場所を代替施設として確保することが必要である。

## (2) 備蓄品等の確保

### ア 非常用食料・飲料水

非常用食料と飲料水として、議員と議会事務局職員を合わせた人数分（3日程度）の確保が必要である。

### イ 簡易トイレ、防災毛布等の生活必需品

下水道や給排水・空調設備の機能停止に備えて、簡易トイレ（トイレパック）、防災毛布等の必要と考えられる生活必需品を確保する。

ウ 被災者等への対応

災害等の発生時には、庁舎が市民の避難場所として利用されることも想定される。その対応及び支援に当たり生活必需品の提供も考えられることから、これらを見込んだ備蓄品等を確保する。